

福 祉 保 健 委 員 会

平成 2 6 年 6 月 2 0 日

墨田区私立幼稚園施設整備資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>墨田区私立幼稚園及び私立保育所施設整備資金貸付条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 4 条第 1 項の規定による認可を受けて区内に設置された私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 4 項の規定による認可を受けて区内に設置された私立保育所（以下「保育所」という。）に対し、施設の整備に要する資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、幼稚園及び保育所の施設の整備を促進し、もって幼児教育の充実及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（貸付けの要件）</p> <p>第 2 条 資金の貸付けを受けることができる者は、<u>幼稚園又は保育所の施設</u>（以下「施設」という。）の修繕、模様替え、増築若しくは改築（以下「修築」という。）又は備品（1 件 5 0 万円以上の備品で耐用年数が 5 年以上のものをいう。以下同じ。）の購入をしようとする当該幼稚園<u>又は保育所の設置者</u>で、次の要件を備えているものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">自己資金のみでは施設の修築又は備品の購入が困難であると認められること。</p> <p style="padding-left: 2em;">〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>現に当該施設についてこの条例による資金の貸付けを受けていないこと。</u></p> <p>2 前項第 3 号の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、<u>現に資金の貸付けを受けている者であっても、資金の貸付限度額から未償還額を減じて得た額を超えない範囲内で、新たに資金の貸付けを受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>墨田区私立幼稚園施設整備資金貸付条例</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 4 条の規定による認可を受け、<u>墨田区内に設置されている私立幼稚園</u>（以下「幼稚園」という。）に対し、施設の整備に要する資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、幼稚園の施設の整備を促進し、もって幼児教育の充実を図ることを目的とする。</p> <p>（貸付の要件）</p> <p>第 2 条 資金の貸付を受けることができる者は、<u>幼稚園の施設</u>の修繕、模様替え、増築若しくは改築（以下「修築」という。）又は備品（1 件 5 0 万円以上の備品で耐用年数が 5 年以上のものをいう。以下同じ。）の購入をしようとする当該幼稚園の設置者で、次の要件を備えるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">自己資金のみでは施設の修築又は備品の購入が困難であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">〔略〕</p> <p style="padding-left: 2em;">〔新設〕</p> <p style="padding-left: 2em;">〔新設〕</p>

(貸付けの限度額)

第3条 資金の貸付額は、1施設につき500万円以内とする。ただし、区長が特に認めるときは、これを5,000万円以内とすることができる。

(連帯保証人)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付けの申請)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内において資金の貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知する。

(工事の着手等)

第8条 前条の規定による資金の貸付決定の通知を受けた者は、貸付けを受ける理由が、修築であるものにあつてはその通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に当該施設の修築工事(以下「工事」という。)に着手し、備品の購入であるものにあつては速やかに当該備品を購入しなければならない。

(償還の方法)

第9条 貸付金の償還は、据置期間経過後、均等月賦償還とする。ただし、いつでも繰上償還することができる。

2 [略]

3 据置期間は、修築に係る資金にあつては工事が完了した日の、備品の購入に係る資金にあつては貸付けを受けた日のそれぞれ属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から6月とする。

(一時償還)

第10条 区長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が次の各号(第

[同左]

第3条 資金の貸付額は、1幼稚園につき500万円以内とする。ただし、区長が特に認めるときは、これを3,000万円以内とすることができる。

[同左]

第5条 資金の貸付を受けようとする者は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付の申請)

第6条 資金の貸付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(貸付の決定)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、申請者の借受資格を審査のうえ、予算の範囲内において資金の貸付の可否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知する。

[同左]

第8条 前条の規定による資金の貸付決定の通知を受けた者は、借受理由が、施設の修築であるものについては、その通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に当該工事に着手し、備品の購入であるものについては、速やかに当該備品を購入しなければならない。

[同左]

第9条 貸付金の償還は、すえ置き期間経過後、均等年賦償還とする。ただし、いつでも繰上償還することができる。

2 [略]

3 すえ置き期間は、貸し付けた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から6月とする。

[同左]

第10条 区長は、資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)が次の各号の一に

4号にあっては、修築の場合に限る。)のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消すとともに、償還未済額の全額を期限を付して直ちに償還させることができる。

偽りの申請その他不正な手段により資金の貸付けを受けたとき。

〔略〕

幼稚園又は保育所を廃止したとき。

特別の理由がなく第8条に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。

〔略〕

別表

貸付金額	償還期間
3,000,000円以内	据置期間経過後5年以内
3,000,000円を超え5,000,000円以内	据置期間経過後10年以内
5,000,000円を超え10,000,000円以内	据置期間経過後15年以内
10,000,000円を超え30,000,000円以内	据置期間経過後20年以内
30,000,000円を超え50,000,000円以内	据置期間経過後25年以内

該当するときは、貸付の決定を取り消すとともに、償還未済額の全額を期限を付して直ちに償還させることができる。

偽りの申請その他不正な手段により資金の貸付を受けたとき。

〔略〕

幼稚園を廃園したとき。

特別の理由なく第8条に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。

〔略〕

別表

貸付金額	償還期間
3,000,000円以内	〔同左〕
3,000,000円を超え5,000,000円以内	〔同左〕
5,000,000円を超え10,000,000円以内	〔同左〕
10,000,000円を超え30,000,000円以内	〔同左〕
〔新設〕	

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(墨田区私立保育所修築資金貸付条例の廃止)

- 墨田区私立保育所修築資金貸付条例(昭和54年墨田区条例第8号)は、廃止する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の墨田区私立保育所修築資金貸付条例第7条の規定により貸付けの決定を受けた貸付金は、この条例による改正後の墨田区私立幼稚園及び私立保育所施設整備資金貸付条例(以下「新条例」という。)第7条の規定により貸付けの決定を受けた貸付金とみなす。
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に貸付けの決定をした私立幼稚園に係る貸付金の償還方法については、なお従前の例による。ただし、施行日以後最初に到来する償還期限の前に申出があった場合は、新条例第9条第1項の規定による償還方法に変更することができる。